



ベースアップ評価料について

当事業所では、2024年6月施行の診療報酬改定により新設された「ベースアップ評価料」の算定を実施しております。

「ベースアップ評価料」は、医療従事者の賃上げを行うことにより、人材確保に努め、良質な医療提供を継続するための国の取り組みです。

これに伴い、ご利用者様の訪問看護療養費に下記点数を加算いたしますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) 1,830円(月1回)

※ベースアップ評価料による訪問看護療養費の上乗せ分は、
全て医療従事者の処遇改善に充てられます。